

平成 30 年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

会 議 次 第

- 1 辞令交付
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 会長・副会長あいさつ
- 6 議事
 - (1) 計画の位置づけ等について
 - (2) 計画の進捗状況について
 - ・障がい福祉サービスについて
 - ・成果目標について（地域生活支援拠点の整備について等）
 - (3) 平成30年度主な事業の実施状況について

と き 平成31年1月24日（木）15：00～
ところ 山陽小野田市役所大会議室B

資料目次

- 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿・・・・・・・・1
- 【1】第4次障がい者計画及、第5期障がい福祉計画・・・・・・・・2
及び第1期障がい児福祉計画の位置づけ等について
- 【2】市内の障がい者の現状について・・・・・・・・4
- 【3】計画の進捗状況について・・・・・・・・9
- 【4】平成30年度主な事業の実施状況について・・・・・・・・28
- 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」・・・・・・・・30
- 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」（抜粋）・・・・・・・・31

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

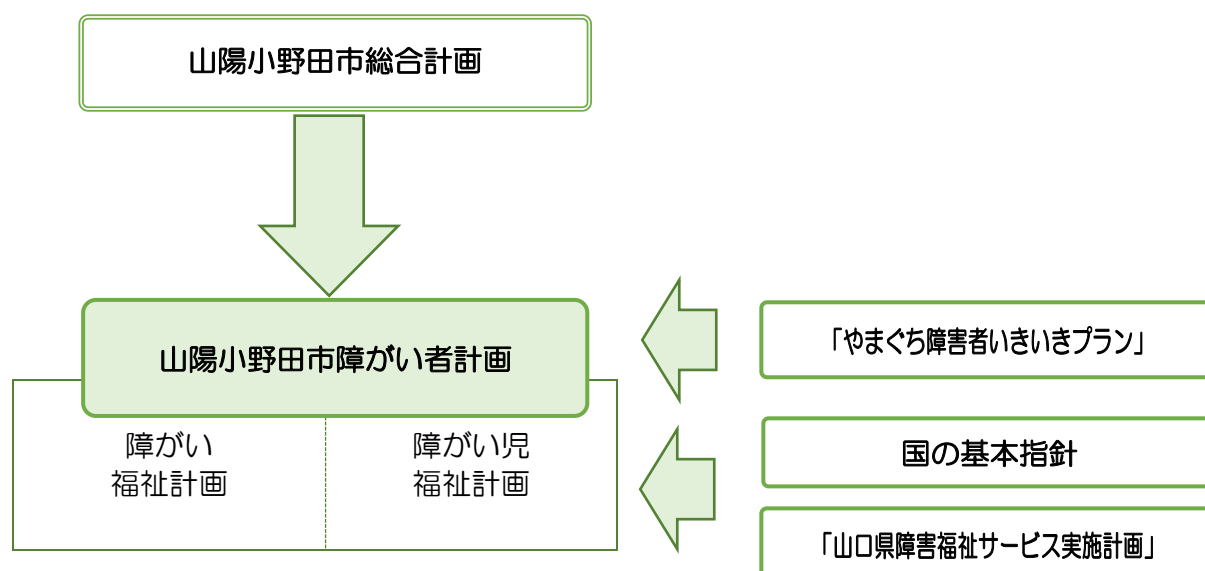
任期：平成30年10月1日～平成32年9月30日

	所属機関・団体名	役職名	委員氏名
1	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団	まつば園副園長	出 口 善 則
2	山陽小野田市教育委員会	指導主事	稲 田 貴 子
3	山陽小野田市地域包括支援センター 運営協議会	委員	上 村 篤 子
4	一般公募		大 山 千 春
5	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	岡 村 洋 子
6	小野田医師会	理事	川 端 章 弘
7	山陽小野田精神保健家族会		黒 瀬 桂 子
8	山陽小野田市民生児童委員協議会	監事	桑 原 照 道
9	山陽小野田市障害者協議会	副会長	佐々木 勇 蔵
10	社会福祉法人神原苑	管理者兼サービス管理責任者	澤 村 知 美
11	宇部公共職業安定所	上席職業指導官	須 藤 淳 子
12	学識経験者	山口大学大学院助教	長 谷 亮 佑
13	一般公募		西 廣 美智子
14	山陽ボランティア連絡協議会	会長	水 田 愛 子
15	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	事務局次長兼山陽支所長	光 永 仁
16	厚狭郡医師会	理事	村 上 紘 一
17	小野田ボランティア連絡協議会	あじさいの会会長	森 本 眞智子
18	NPO法人山陽小野田市手をつなぐ育成会	理事長	矢 田 英 治

(50音順、敬称略)

【1】第4次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、 第1期障がい児福祉計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格



○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。

	第4次山陽小野田市障がい者計画
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第4次計画：平成30年度（2018年度）～ 平成35年度（2023年度）（6年間）

○山陽小野田市障がい福祉計画

「第5期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

	第 5 期山陽小野田市障がい福祉計画
根拠法	「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項
性格	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 5 期計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 平成 32 年度（2020 年度）（3 年間）

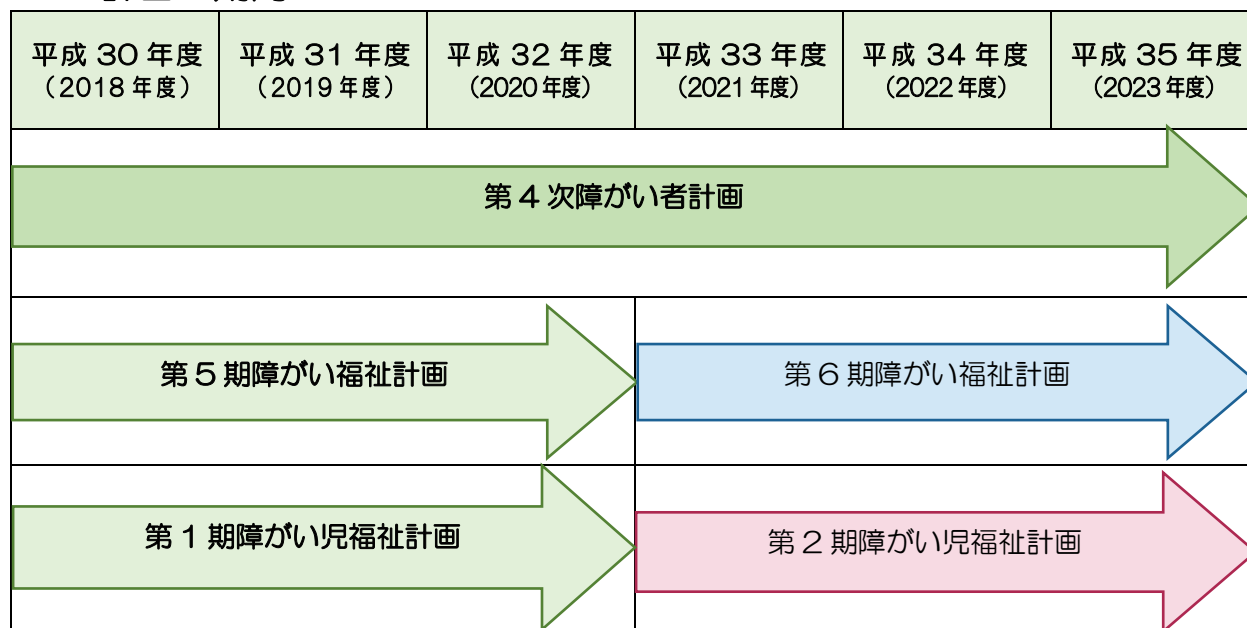
○山陽小野田市障がい児福祉計画

「第 1 期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

平成 28 年度に成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

	第 1 期山陽小野田市障がい児福祉計画
根拠法	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
今回計画期間	第 1 期計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 平成 32 年度（2020 年度）（3 年間）

2 計画の期間



【2】 市内の障がい者の現状について

1 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者の状況

①等級別 「身体障害者手帳」 所持者数

(各年度4月)(人)

等級	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
1 級	862	863	898	862
2 級	389	394	388	374
3 級	578	551	533	521
4 級	695	683	663	662
5 級	129	135	135	126
6 級	156	157	154	158
合計	2,809	2,783	2,771	2,703
市人口比 (%)	4.35	4.44	4.42	4.31

※平成30年4月 男性：1,232人(45.6%) 女性：1,471人(54.4%) 計 2,703人

※障がいの等級については、1 級から 7 級まであり、1 級が最重度です。

(手帳の交付は 6 級までです)

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
0 歳～ 5 歳	6	4	6	5
6 歳～17 歳	36	35	38	32
18 歳～59 歳	378	401	386	386
60 歳～64 歳	249	259	247	219
65 歳 以上	2,140	2,084	2,094	2,061
合計	2,809	2,783	2,771	2,703

③ 障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度 4 月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
視覚障がい	207	196	193	184
聴覚障がい	259	256	244	251
平衡機能障がい	11	12	10	8
音声・言語・そしゃく機能障がい	66	64	60	54
肢体不自由（上肢）	591	589	587	552
肢体不自由（下肢）	1,147	1,146	1,136	1,093
肢体不自由（体幹）	145	149	142	139
肢体不自由（脳原上肢）	31	32	31	29
肢体不自由（脳原移動）	40	38	40	39
心臓機能障がい	575	564	571	566
じん臓機能障がい	186	191	208	208
呼吸器機能障がい	87	86	86	87
ぼうこう・直腸機能障がい	111	107	111	109
小腸機能障がい	4	4	3	2
免疫機能障がい	5	4	4	4
肝臓機能障がい	4	5	6	8
合計	3,469	3,443	3,432	3,333

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
18 歳 未満	A	24	23	26	27
	B	84	81	89	96
	合計	108	104	115	123
18 歳 以上	A	162	164	166	166
	B	209	218	223	224
	合計	371	382	389	390
合計	A	186	187	192	193
	B	293	299	312	320
	総合計	479	486	504	513
市人口比 (%)		0.74	0.78	0.80	0.82

※平成 30 年 4 月 男性：299 人 (58.3%) 女性：214 人 (41.7%) 計 513 人

※障がいの程度については、A と B があり、A が重度です。

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	等級	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
18 歳 未満	1 級	0	1	1	1
	2 級	2	12	2	1
	3 級	11	27	13	19
	合計	13	40	16	21
18 歳 以上	1 級	79	72	84	73
	2 級	163	151	175	178
	3 級	81	82	103	111
	合計	323	305	362	362
合計	1 級	79	73	85	74
	2 級	165	163	177	179
	3 級	92	109	116	130
	総合計	336	345	378	383
市人口比 (%)		0.52	0.55	0.60	0.61

※平成 30 年 4 月 男性：193 人 (50.4%) 女性：190 人 (49.6%) 計 383 人

※障がいの等級については、1 級から 3 級まであり、1 級が最重度です。

② 精神障がい者の医療状況

(各年度 4 月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
精神通院受給者数	894	1,001	1,019	1,072

2 「障害支援区分」審査判定の状況

介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

「障害支援区分」は 1 から 6 まであり、6 が最重度です。

「障害支援区分」は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、「障害支援区分認定審査会」において認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

＜「障害支援区分」の認定状況＞

(平成 30 年 11 月) (人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	0	5	8	7	6	9	35
	施設入所者	0	0	1	2	3	3	24	33
知的	在宅者	0	0	15	25	26	23	12	101
	施設入所者	0	1	1	0	8	19	27	56
精神	在宅者	0	3	12	4	1	0	0	20
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	在宅者	0	3	32	37	34	29	21	156
	施設入所者	0	1	2	2	11	22	51	89
割合 (%)	在宅者	0	75.0	94.1	94.9	75.6	56.9	29.2	63.7
	施設入所者	0	25.0	5.9	5.1	24.4	43.1	70.8	36.3

3 障がい者の雇用状況について

民間企業における「障害者法定雇用率」は、平成 25 年（2013 年）4 月に 1.8%から 2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更になりました。

さらに、平成 30 年（2018 年）4 月からは「障害者法定雇用率」は 2.2%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員 45.5 人以上に広がっています。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度 6 月）

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
管内対象企業数 (箇所)	166	160	168	169
管内雇用 障がい者数 (人)	618.5	586.5	612.0	675.0
管内雇用率 (%)	1.99	1.92	1.96	2.15
県雇用率 (%)	2.46	2.51	2.47	2.56
国雇用率 (%)	1.82	1.88	1.92	1.97

平成 30 年度は公表未

※「障害者法定雇用率」・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1 人を 2 人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は 1 人を 1 人としてカウントしています。

【3】 計画の進捗状況について

1 障がい福祉サービス等の実績と進捗状況

※30年度は全て見込

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○居宅介護（障害支援区分1以上）

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	7,425 (55人)	8,100 (60人)	8,775 (65人)	5,424 (33人)	5,820 (37人)	5,822 (39人)
実績	7,133 (52人)	5,502 (42人)	3,969 (34人)	2,894 (26人)		

○重度訪問介護（障害支援区分4以上）

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者や行動障がい者を有する方に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的にを行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,707 (3人)	2,222 (4人)	2,736 (5人)
実績	647 (2人)	1,544 (3人)	1,521 (3人)	1,371 (2人)		

○同行援護（身体介護なし：障害支援区分認定不要）

（身体介護あり：障害支援区分2以上）

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期 第4年度			第5期 第5年度		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	900 (9人)	1,000 (10人)	1,100 (11人)	1,103 (6人)	1,263 (7人)	1,423 (8人)
実績	623 (7人)	801 (5人)	747 (4人)	622 (4人)		

○行動援護（障害支援区分3以上）

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期 第4年度			第5期 第5年度		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)	72 (1人)	72 (1人)	72 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

○「重度障害者等包括支援」（障害支援区分6以上）

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第4期 第4年度			第5期 第5年度		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	4,380 (1人)	4,380 (1人)	4,380 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

② 日中活動系サービス

現在の法体系では昼間のサービスと夜間のサービスをそれぞれ選んで利用することとなっていますが、日中活動系サービスはその名称のとおり、昼間の活動を支援するサービスです。

○生活介護（障害程度区分3以上※施設入所を伴う場合は区分4以上）

（50歳以上：障害程度区分2以上※施設入所を伴う場合は区分3以上）

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	30,800 (140人)	31,240 (142人)	31,680 (144人)	34,483 (144人)	35,018 (145人)	35,296 (145人)
実績	32,091 (139人)	32,012 (143人)	32,727 (146人)	33,347 (142人)		

○自立訓練（機能訓練）

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	264 (1人)	264 (1人)	264 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

○自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっています。

＜年間利用日数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	1,500 (10人)	1,950 (13人)	2,400 (16人)	1,091 (7人)	1,016 (6人)	1,076 (6人)
実績	653 (6人)	845 (7人)	1,181 (8人)	1,036 (8人)		

○就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他のために必要な相談等を行います。

＜年間利用日数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	6,696 (31人)	7,344 (34人)	7,992 (37人)	5,500 (30人)	4,900 (33人)	4,700 (30人)
実績	4,863 (39人)	5,560 (42人)	3,949 (32人)	3,561 (22人)		

○就労継続支援（A型）

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

＜年間利用日数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	4,876 (25人)	5,460 (28人)	5,850 (30人)	6,856 (30人)	7,354 (33人)	7,852 (36人)
実績	4,016 (24人)	4,485 (27人)	5,585 (28人)	4,943 (25人)		

○就労継続支援（B型）

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	25,500 (150人)	26,350 (155人)	27,200 (160人)	36,906 (183人)	38,771 (188人)	39,786 (193人)
実績	27,035 (154人)	28,959 (178人)	32,878 (183人)	34,173 (175人)		

○就労定着支援 新

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。平成30年度から新たに始まったサービスです。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画				168 (7人)	168 (7人)	168 (7人)
実績				27 (3人)		

○療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

<年間実利用人数>

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	8	9	9	10	10	10
実績	7	8	8	9		

○短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護を行います。

＜年間利用日数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	1,440 (40人)	1,440 (40人)	1,440 (40人)	664 (35人)	664 (35人)	664 (35人)
実績	1,024 (36人)	788 (35人)	645 (30人)	755 (25人)		

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○自立生活援助 新

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。平成30年度から新たに始まったサービスです。

＜年間利用日数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画				2	2	2
実績				0		

○共同生活援助（グループホーム）

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や入浴・排泄・食事の介護等の援助を行います。

<年間実利用人数>

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	55	60	65	58	60	62
実績	49	52	57	55		

○施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	77	75	74	80	82	84
実績	84	84	81	80		

④ 相談支援

○計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

<年間実利用人数>

	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	432	442	452	424	434	444
実績	416	433	441	440		

○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域移行支援のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

<年間実利用人数>

	第4期 第4年度			第5期 第5年度		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	10	10	10	1	1	1
実績	3	1	1	0		

○地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

<年間実利用人数>

	第4期 第4年度			第5期 第5年度		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	5	5	5	3	4	5
実績	3	2	2	2		

(2) 障がい児支援

① 「障害児通所支援」

○児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

				第1期 第1年度		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	1,800 (15人)	1,920 (16人)	2,040 (17人)	6,113 (32人)	6,113 (32人)	5,706 (29人)
実績	1,411 (14人)	1,509 (14人)	6,332 (38人)	5,560 (29人)		

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

				第1期恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

○放課後等デイサービス

学校教育法1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

				第1期恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	2,952 (30人)	3,148 (32人)	3,345 (34人)	11,411 (77人)	12,731 (88人)	13,730 (98人)
実績	4,445 (43人)	7,333 (58人)	10,325 (68人)	11,968 (78人)		

○保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、その施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<年間実利用人数>

				第1期恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	12 (1人)	12 (1人)	12 (1人)	6 (3人)	8 (4人)	10 (5人)
実績	3 (1人)	2 (1人)	2 (1人)	4 (1人)		

○居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

平成 30 年度から新たに始まったサービスです。

<年間実利用人数>

				第1期恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画				0 (0人)	0 (0人)	96 (1人)
実績				0 (0人)		

② 「障害児相談支援」

「障害者自立支援法」の一部改正により、平成24年4月より、「障害児相談支援」が児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」が実施されています。

<年間実利用人数>

	第3期恒			第4期恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	48	49	50	109	120	128
実績	59	70	102	114		

(3) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を実施し、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

障がいの特性に応じた、障がい者等の理解を深めるための教室を開催します。

また、障がい別の接し方を解説したパンフレット等を活用し、普及・啓発を目的とした広報活動を行います。

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施しています。

平成30年度は、精神疾患を持つ人が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、普段疑問に思っていることについて正しい知識を身につけるとともに、地域でできるサポートについて理解を深めることを目標に実施します。

◆開催日（予定）

平成31年2月2日（土） 13：45～15：30（受付 13：15～）

講義：「精神疾患の正しい理解と対応について」

講師：片倉病院 中野雅之医師

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族がお互いに悩みを共有したり情報交換したりできる交流会の活動（ピアサポート）や災害対策活動、地域で障がい者が孤立しないような見守り活動、ボランティアの養成や活動等を支援します。

③相談支援事業

障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のために関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

「障害福祉課」内に「基幹型相談支援センター」を設置し、専門的な職員を配置するとともに、地域における相談支援事業者等に対する助言や人材育成への支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、それぞれの特性に対応した相談に応じられるように、相談支援事業所に相談支援事業を委託して実施します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を目的として、法人における成年後見制度の運用について検討していきます。

⑥意思疎通支援事業

市社会福祉協議会と連携し、聴覚障がい等により意思疎通を図るために支援が必要な方に、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

また、市主催の講演会等では、聴覚障がい者等への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、意思疎通支援者を配置するとともに、チラシ等で講演会等への意思疎通支援者の配置についてのPRを行います。

＜意思疎通支援者の派遣回数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	50 (20人)	50 (20人)	50 (20人)	45 (15人)	45 (15人)	45 (15人)
実績	54 (10人)	39 (13人)	33 (13人)	29 (12人)		

⑦点訳・音訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音訳など解りやすい方法で、市広報や「障がい福祉のしおり」等を作成し、情報提供を行います。

⑧日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

＜年間の給付件数＞				※（ ）は実利用人数		
	第4期 恒			第5期 恒		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)
実績	1,383 (140人)	1,284 (141人)	1,357 (139人)	1,340 (138人)		

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

⑨手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい・音声又は言語機能障がい者等が円滑に意思疎通できるよう、手話により意思疎通の支援を行う手話奉仕員を養成する研修を行います。

また、意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修を受講済みの手話奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

＜手話奉仕員新規登録者数＞

	第5期		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	2人	2人	2人
実績	6人		

⑩移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

＜事業所数、年間の利用時間＞

※（ ）は実利用人数

年度	第4期 恒			第5期 恒		
	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	1,200時間 (8人)	1,350時間 (9人)	1,500時間 (10人)	720時間 (8人)	720時間 (8人)	720時間 (8人)
実績	762時間 (7人)	612時間 (7人)	726時間 (7人)	609時間 (4人)		

⑪地域活動支援センター（かに工房）

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。

＜一日当たりの利用人数＞

年度	第4期 恒			第5期 恒		
	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	12	12	12	13	13	13
実績	12	11	13	10		

⑫日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

<事業所数、年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	4,000回 (80人)	4,000回 (80人)	4,000回 (80人)	7,002回 (156人)	7,749回 (161人)	8,541回 (167人)
実績	4,999回 (135人)	5,719回 (136人)	5,808回 (106人)	5,810回 (98人)		

⑬障がい者スポーツ大会開催事業

障がい者等に対する理解と親睦を深めるとともに、障がい者等の体力の維持・増進を図り、社会参加を促進するため、「ふれあい運動会」を市社会福祉協議会と連携して開催します。

〇ふれあい運動会

平成30年6月9日（土）開催 参加者：643人

⑭自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

<年間助成件数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	4 (4人)	4 (4人)	4 (4人)	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)
実績	6 (6人)	4 (4人)	2 (2人)	2 (2人)		

⑮訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

	第4期計画			第5期計画		
年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2020年度
計画	50 (1人)	50 (1人)	50 (1人)	48 (1人)	48 (1人)	48 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

2 障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に係る成果目標を設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

◆数値目標

平成 28 年度末の施設入所者（76 人）を基礎として、

- 地域生活への移行者数：1 人（平成 32 年度（2020 年度）末までに）
- 入所者削減数：1 人（平成 32 年度末時点：75 人）

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆目標

保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

◆目標

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、夜間や休日も含めた 24 時間体制での相談支援の充実や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場を備えた地域生活支援拠点の整備を検討します。

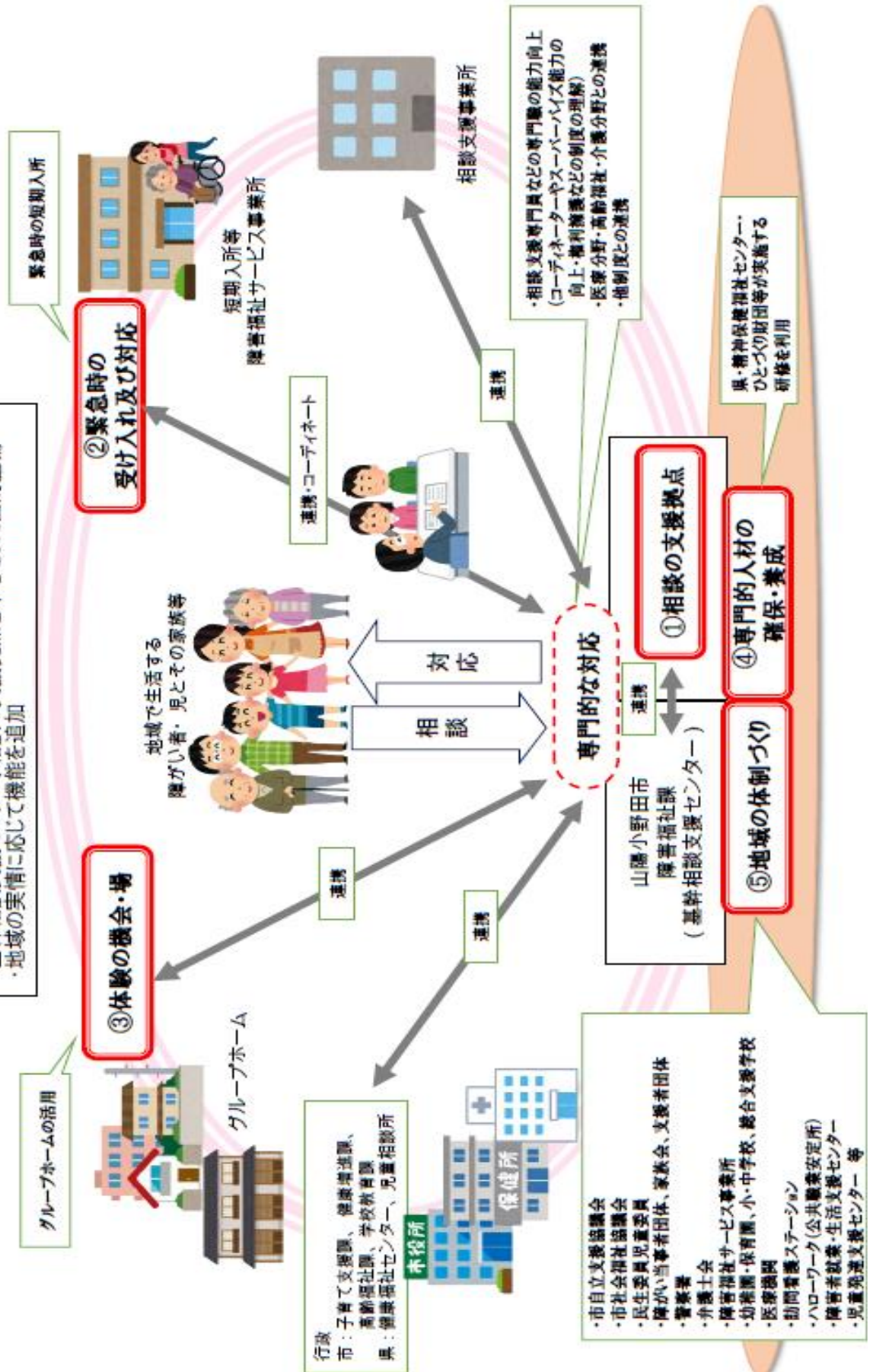
また、拠点において専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能を備え、地域の相談支援体制の向上につながるよう検討します。

必要な機能	方向性等
①相談	市内において 24 時間体制での相談支援を行うとともに、緊急時の短期入所の受け入れ対応を行う。
②緊急時の受け入れ・対応	緊急時において短期入所による受け入れを行う。
③体験の機会・場	障がい福祉サービスを利用し、グループホームの体験を行う。
④専門的人材の確保・養成	山口県・山口県ひとづくり財団・山口県社会福祉士会等が実施する研修への案内及び必要時地域課題となる研修の企画を行う。
⑤地域の体制づくり	相談にコーディネーターを配置し、サービスの拠点とする。 支援会議や自立支援協議会定例会から抽出した地域課題について、自立支援協議会（運営委員会、専門部会含む）で検討・情報共有を行う。

※国の意向：まずは拠点を立ち上げること、必要な機能を地域の実情に併せて追加・修正していくこと。

山陽小野田市地域生活支援拠点等のイメージ図

・基幹相談支援センター、相談の支援拠点を中心とした面的整備
・地域の実情に応じて機能を追加



(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

①一般就労移行者数

◆数値目標

平成 28 年度における一般就労移行者数 12 人を基準として、平成 32 年度（2020 年度）に 12 人

◆活動指標

	30 年度 2018 年度	
	活動指標	実績（4 月～11 月）
就労移行支援から	5 人	2 人
就労継続支援 A 型から	1 人	3 人
就労継続支援 B 型から	6 人	1 人
一般就労移行者合計数	12 人	6 人

②就労移行支援利用者数

◆数値目標

平成 28 年度末の就労移行支援利用者数 20 人を基準として、平成 32 年度（2020 年度）末に 16 人

平成 30 年 11 月末時点の利用者数：14 人

③就労移行率 3 割以上の事業所数

◆数値目標

平成 28 年度末における就労移行支援事業所数：3 事業所

●平成 32 年度（2020 年度）末就労移行支援事業所数：3 事業所

●うち就労移行率 3 割超の事業所数：2 事業所

④就労定着支援利用者数

◆数値目標

	30 年度 2018 年度		31 年度 2019 年度
	目標	実績（4 月～11 月）	目標
就労定着支援利用者数	7 人	2 人	7 人
1 年以上の職場定着者数			4 人
1 年後の職場定着率			57%

3 障がい児支援における成果目標の設定

障がい児通所支援等の提供体制を確保するため成果目標を設定しています。

(1) 児童発達支援センターの設置

障がい児の重度化・重複化や多様性に対応する専門的機能の強化を図るため、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として設置します。

地域の障がい児や家族への相談援助を行うとともに、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、助言や援助を行い、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

◆数値目標

平成 32 年度（2020 年度）までに：市内に 1 か所設置

→平成 31 年 4 月に市内に 1 か所設置予定

(2) 保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等を利用中の障がい児又は利用予定の障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

◆数値目標

平成 32 年度（2020 年度）までに：市内に 1 か所設置

(3) 重症心身障がい児の支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

◆数値目標

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所とも圏域に 1 か所設置

→圏域に確保済み

(4) 医療的ケア時支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児の現状の把握を行い、地域課題及び支援のための協議を行うことにより、共通の理解に基づいた総合的な支援体制の構築に努めます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置の促進に努めます。

■医療的ケア児についての連絡会議の開催

平成 30 年 11 月 19 日（月）

学校教育課、子育て支援課、健康増進課、障害福祉課で、現状の報告・課題の共有を行った。

《課題》

- ・各課が情報を持っているが、同意をもらっていないため、必要な情報が必要な時期に入らない。（就学時健診で知ることが多い。）
- ・地域での受け入れ体制が不十分ではないか。

《今後》

- ・定期的に会議を開催し、情報共有を行う。
- ・他の事業所（相談支援事業所、訪問看護ステーション、児童発達支援センター等）からの参加を依頼し、地域での受け入れ体制について検討を行う。
- ・保護者からの情報提供への同意について依頼を行う。

（５）保育所等での提供体制の整備

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会での障がい児の参加を推進します。

◆定量的な目標

種別	30 年度 2018 年度	
	定量的な目標（見込）	実績（11 月現在）
保育所	0 人	0 人
幼稚園	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	2 人	7 人

【４】 平成３０年度主な事業の実施状況について

○障がい者スポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行っています。

◆第１８回キラリンピック・第１８回全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場支援

参加者：キラリンピック１名 選考会３名（全国大会出場１名）

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行っています。

平成３０年１１月現在：２件の虐待通報あり

○「障がい者差別解消相談窓口」の設置

平成２８年４月１日に「障害者差別解消法」が施行となり、障がいを理由とした差別（不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど）についての相談窓口を障害福祉課に開設し、相談内容に応じて関係機関と連携や調整を行い、問題解決を行います。

平成３０年１１月現在：相談件数０件

○山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催

差別の解消に向けた取組を主体的に行うネットワークとして、障がい者差別に関する相談等についての協議や、障がい者差別を解消するための取組に関する提案についての協議を行います。

第１回：平成３０年７月４日（水）開催

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：１２月３日から１２月９日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、市役所ロビーに障がい者の創作作品を展示しました。

◆展示期間 平成３０年１２月３日から１２月２１日まで

参加事業所：みつば園、まつば園、のぞみ園、グリーンヒル山陽、
ハッピーポケット、アイ、プレイス、ユア、プレイス、
神原苑小野田障害デイスサービスセンター

○共生フォーラムの開催

子どもから高齢者、また障がいがあっても、誰もが共に支え合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指し、地域共生社会とは何かを知り、誰もが暮らしやすい地域づくりに向け、自分にもできる支え合いについて考えていきました。

◆開催日

平成30年12月2日（日） 参加者 250名

●講演：みんなでつくろう ささえあいのある山陽小野田市

講師：公益財団法人さわやか福祉財団 地域支援事業担当リーダー 高橋望 氏

●現状報告：山陽小野田市の健康福祉を取り巻く現状

講師：山口大学大学院医学系研究科 助教 長谷亮佑 氏

●市内の助け合いの取組事例紹介パネルディスカッション

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号
改正 平成21年8月14日規則第35号
平成22年3月31日規則第18号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年12月17日規則第54号
平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項